

小 学 校 ・ 中 学 校

事務及び予算の執行状況について定期監査を実施したので、その結果について概要を述べる。

(1) 監査対象校

- ・ 小学校 大口小学校、針持小学校、田中小学校、羽月西小学校、山野小学校、大口東小学校、本城小学校
- ・ 中学校 大口中央中学校

(2) 職員の配置状況

監査対象校に、業務委託員 8 人、学校司書 4 人、特別支援教育支援員 15 人、ALT 2 人、理科支援員 1 人が配置されている。

(3) 予算の執行状況

各学校の予算は、教育委員会から年間分の歳出予算配当がなされ、これによって予算の執行が行われている。

支出負担行為、管内出張その他の手続きは所定の帳簿等により執行され、関係書類及びその他学校で整備保管すべき財務に関する諸帳簿は、おおむね良好に整備されていることを認めた。

また、物品調達については、各学校とも教諭や事務職員、業務委託員の連携のもと適宜購入されていることを確認した。

(4) 切手等の受払状況

切手、ハガキの受払いについては、受払簿により適正に処理されており、その残枚数についても現物を確認し一致した。

(5) 備品等の管理状況

各学校の備品の管理状況は台帳により管理されており、一般備品の台帳については概ね適正に管理されていることを認めた。ただし、大口中央中学校の一般備品においては、旧山野中学校、旧大口南中学校、旧大口中学校からの移行分が未だ整理されておらず、旧 3 校の一般備品の処分形態を旧台帳に記載整理後、大口中央中学校に移行された備品について備品台帳に登載する必要がある。また、教材備品についても備品台帳の適正な管理に努められたい。

また備品台帳の様式及びその運用について、旧大口市と旧菱刈町の学校で大きな違いが見られることから、学校事務職員等の苦勞が伺える。どの備品がどこに、いくつ存在するのか、またその更新時期はいつなのか、備品台帳を見るとすぐわかるように、学校側の要望を取り入れながら教育委員会総務課や学校教育課と協議調整をされ、統一様式による扱い易い台帳整備とその運用に努められることを強く望む。教材備品台帳についても同様の取り扱いを要望する。

(6) 学校財産の管理状況

学校財産については、おおむね良好に管理されていることを認める。

窓ガラスの破損修繕等については、殆どの学校において発生した事例はないが、児童生徒による破損事例が発生した場合、学校側の対応としては原因究明と修繕費の負担について保護者との話し合いにより解決するとのことであった。今後とも児童生徒への指導と保護者へのご理解をお願いしたい。

教室や体育館の照明や室温については、一部の学校において、暗い教室があるという報告があるので点検調査し改善を図られたい。

近年の夏場の猛暑により、教室内の温度が38℃になるとの報告もあることから、市でも空調設備の設置に向けて動いているところであるが、引き続き熱中症対策を講じられ児童生徒の体調管理については十分に配慮していただきたい。冬場の寒さ対策についても同様の配慮をお願いする。

プールの開放については、8校のうち6校が一定期間プールを開放している。監視体制については、学校の方針により、保護者やスポーツ少年団の指導者により実施している。水質管理は学校職員が行っている。

一部の小学校で、学校施設や通学路上に危険な壁・塀が確認されているので、児童に対しての注意喚起及び、撤去できるものについては撤去するなど最善の対策を講じていただきたい。

現地調査及び聞き取りの結果、以下の事項について学校と教育委員会との協議等が必要と思われるので書き添える。

○大口小学校

- ・ A棟からB棟間の児童用トイレは老朽化が著しく、保護者から洋式への改修要望がある。
- ・ コンテナ室の床のひび割れがひどいので改修が必要。
- ・ 中庭の木が台風で揺れたことにより隣の石の階段が崩れかけている。強風で倒木する恐れがあるため至急伐採する必要がある。(児童への危険性大)
- ・ 校庭のタッチ板が倒壊する恐れがあるので撤去が必要。

○針持小学校

- ・ 職員室と3・4年生教室の黒板が劣化しているので改修が必要。
- ・ 体育館の窓に横棒の設置が必要。(1年生が窓から転落した事案あり)
- ・ 鉄棒が錆びて劣化しているので改修が必要。

○田中小学校

- ・ 校舎にひび割れが入っており、コンクリートが剥離しているところもあるので改修が必要
- ・ 音楽室、家庭科室が暗いので改修が必要。
- ・ 雨天時に2階廊下に水たまりができるので改修が必要。(防水工事実施予定あり)
- ・ 給食コンテナ室が密閉されていないので改修が必要。(異物混入の危険性あり)

○羽月西小学校

- ・ 体育館入口ドアが固く開け閉めに苦労しているため改修が必要。

(7) 施設利用状況

学校施設の開放を行っている学校は、8校のうち7校である。一部の学校で利用許可の手続きや減免申請の手続きに不備が見られた。利用許可、減免について利用期間が7日までは学校長、7日を超えるものは教育長決裁が必要になるので注意していただきたい。伊佐市立小・中学校の施設の開放に関する規則及び規程、伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例及び同施行規則、伊佐市教育委員会教育長事務委任規定に基づいた適正な手続きをされることを望む。

また、各学校で利用許可や減免の事務処理の方法に違いが見られ管理指導員等の苦勞も伺えるため、年一回、管理指導員等と教育委員会総務課、スポーツ推進課による説明会を開催し事務処理の統一性を図ることを強く望む。

(8) 公費とPTA経費の区別及び寄附採納について

今回、小動物等のエサ代やテント、図書などの寄附採納の管理状況について聞き取りを行った。小動物等の飼育については、8校のうち5校がウサギやカメなどを飼育している。児童が当番制により給餌等の世話をしている。エサ代については公費とPTA会費の折半で購入したり、PTA会費のみで購入する学校も見受けられたので、不公平感が募らないように学校と教育委員会で取り扱いについて協議をしていただきたい。テントや図書の購入については原則公費で購入しているが、卒業生児童生徒の保護者からテントや図書などの寄附があり、寄附採納の手続きについて聞き取り調査を実施した結果、寄附採納手続きを行っていない学校も見受けられたので、適正な手続きを行い、備品台帳へ搭載し保管管理に努めていただきたい。

(9) その他

学校施設の管理・運用については、学校現場の声に耳を傾けつつ、各学校と教育委員会各課の連絡調整を密に連携し対処されることを望む。

各学校とも校長を中心に、それぞれ学校運営の基本方針を基に教育目標・努力点等を掲げて、児童・生徒の基礎学力の向上、心に届く教育の充実に努め、地域に根ざした特色ある教育、開かれた学校づくりの推進のため努力をされており、今後もより一層心豊かな人づくり、特色ある学校づくりへの取組を推進されるよう期待する。